

「史料紹介」

「築田家文書の世界」Ⅱ — 書状類① —

新井浩文

はじめに

昨年、筆者は千葉県立関宿城博物館に寄託されている戦国時代を代表する文書群「築田家文書」八八点を、同館が分類・整理した①起請文、②書状類、③系図・過去帳、④由緒、⑤給知支配、⑥家禄・家督、⑦その他の中から、①の起請文一二点について整理番号順に各文書一点ごとの寸法・写真といった基礎データの紹介を行った(1)。

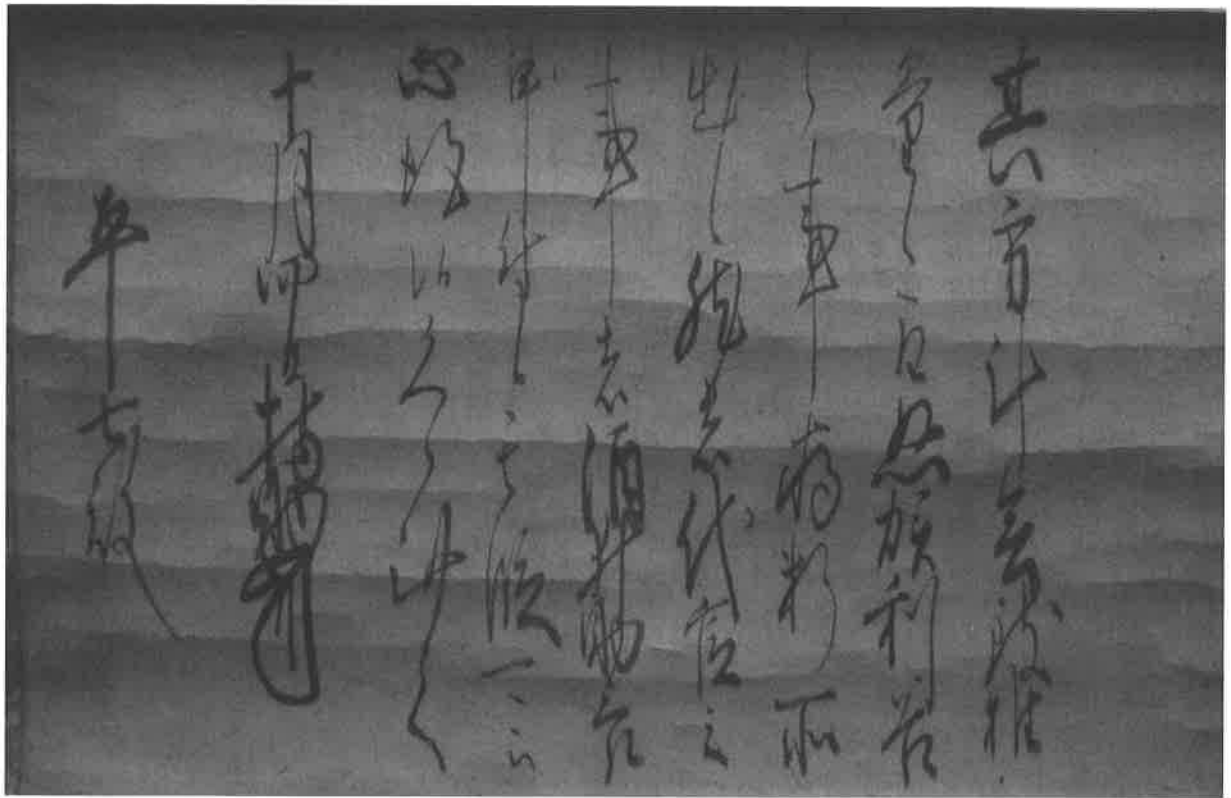
今回からは、②書状類を順次紹介していくことにしたい。小稿で紹介するのは、前回拙稿に掲載した【表】「築田家文書一覽」の②書状類五四点のうち、以下の文明年間から弘治二年(一五五六)年までの一〇点を紹介する。なお、No.の文書番号は、【表】に掲出した前回からの通し番号である(2)。

- 13 (年未詳) 十月四日 築田持助書状
- 14 永正十八(一五二二)年正月十日 築田高助宛行状
- 15 【明応三(一四九四)年】十一月十七日 足利政氏書状
- 16 【長祿元(一四五七)年】閏十一月二十三日 足利政氏官途状
- 17 (年未詳) 十二月二十七日 足利晴氏官途状
- 18 【天文十二(一五四三)年】十一月二十七日 北条氏康書状

- 19 【天文二十(一五五一)年】年七月吉日 芳春院殿契状
- 20 天文二十二(一五五三)年七月二十四日 梅千代王丸朱印状
- 21 【弘治元(一五五五)年】十二月十七日 北条氏康書状
- 22 弘治二(一五五六)年三月十六日 足利義氏印判状

文書の形態は、No. 13・14が掛幅装として一軸に上下で同装されている以外、すべて一点ごとに原形をとどめている。なお、No. 15・17はいずれも切封墨引が残っている。特にNo. 16は、切封紐部分の原形が残されており、貴重である。

また、No. 19に捺された芳春院の朱印は現在確認されている唯一のもので、同印が使用された政治的背景について市村高男氏が検討されている。No. 20・22には、印文「大和」の足利義氏朱印が捺されている(3)。
以下、番号順に一点ずつ紹介してみたい。



13. (年未詳) 十月四日

築田持助書状

其方計会致推

(滑谷、鴨川市)

量候間、怒賀利谷

之事、為料所

出候、然者代官之

事者、酒井助三郎

申付候、其段可被

心得候、恐々謹言、

十月四日

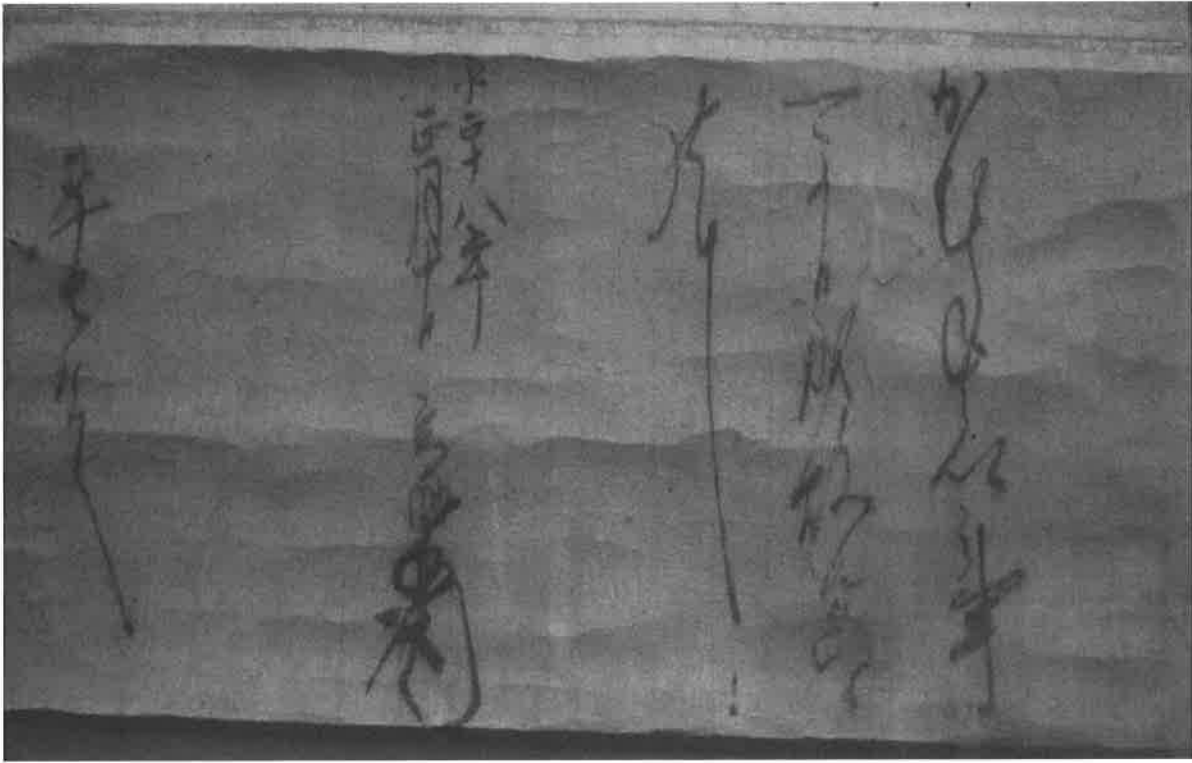
(築田)
持助(花押)

(築田)
平七殿

【寸法】 (本紙) 縦一五・二 cm × 横三九・六 cm

(花押) 縦 三・〇 cm × 横 二・六 cm

【備考】 楮紙。掛幅装で、本文書が上部に、次号文書が下部に同装されている。なお、持助の花押は、文明九年(一四七七)と十四年(一四八二)のものと同定される三月四日付け持助書状(東大史料編纂所蔵「伊東文書」)と同型である。



14. 永正十八年（大永元年）正月十日 築田高助宛行状

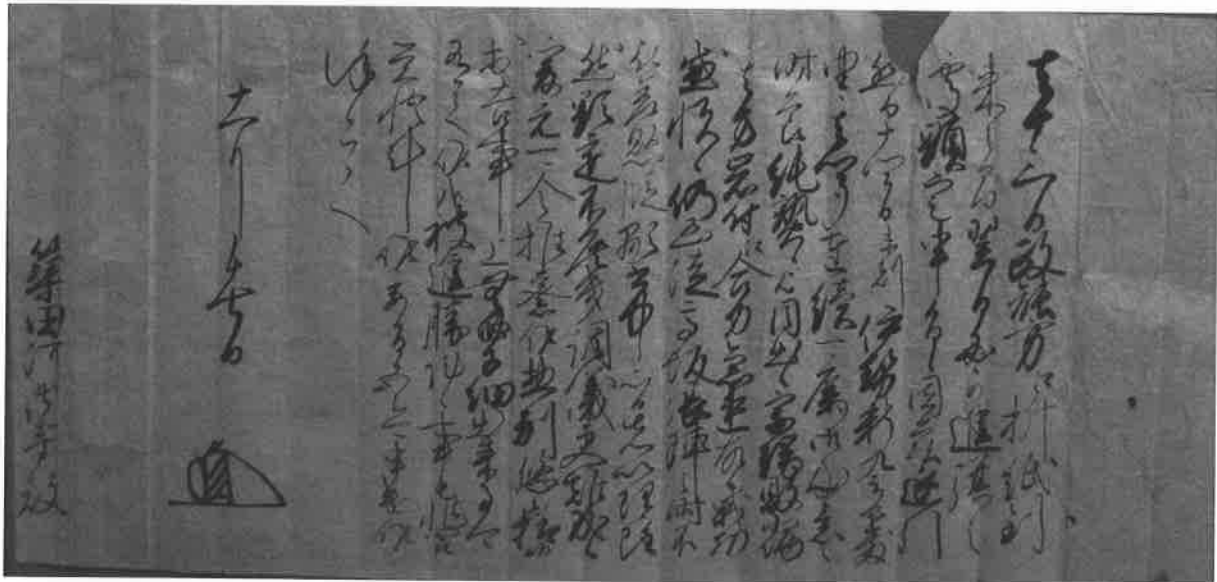
（鴨根、いすみ市）
かむね之郷之事
可有成敗候、恐々
謹言

（大永元年）
永正十八年
正月十日

（築田）
高助（花押）

（築田）
平七殿

【寸法】（本紙）縦一四・五cm×横三九・五cm
（花押）縦四・九cm×横四・〇cm
【備考】楮紙。掛幅装で、前号文書の下部に同装



15. 「明応三年」十一月十七日 足利政氏書状

〔切封墨引〕一〔本間〕
去十三日、政能方折紙到
来候間、翌日必可進旗之

〔上杉〕
処、顕定申旨候、因茲延引、

然而十四日未刻、伊勢新九郎退散

〔宗瑞〕
由候其間達続、可属御心意之

〔伊勢〕
時節純熟候敷、目出候、宗瑞敗北偏

其方岩付江合力急速故候、戦功

〔東松山市〕
感悦候、仍凶徒高坂張陣之時不

被差懸段、顕書中候間、先以理候、雖

然顕定不庶義調義更難成候、

爰元可令推察候、惣別悠之様候、

於古事上、無曲子細出来事可
〔ママ〕
有之候哉、被進勝陣候事も非閑

〔築田〕
覚悟計候、委旨五郎可申遣候、

〔足利政氏〕
謹言
十一月十七日
〔花押〕

〔成助〕
築田河内守殿

【寸法】 (本紙) 縦二二・〇 cm × 横四八・二 cm
(花押) 縦二・六 cm × 横四・五 cm

【備考】 斐紙。端裏部分に切封墨引痕あり。



16. 「長祿元年」 閏十一月二十三日 足利政氏官途状

(包紙ウハ書)

「築田中務少輔殿 政氏」

(端裏)

「(切封墨引)」

官途遷任之

事申上候、

可有御心得候、

謹言

(長祿元年)

閏十一月廿三日

(足利政氏)

(花押)

(成助)

築田中務少輔殿



【寸法】

(本紙) 縦五二・四 cm × 横二二・〇 cm

(花押) 縦 三・六 cm × 横 六・七 cm

(封紙) 縦四五・二 cm × 横一〇・六 cm

【備考】 楮紙。成助は既に中務太輔であり、別人か。



17. (年未詳) 十二月二十七日

足利晴氏官途状

(包紙ウハ書)

「築田近江守殿 晴氏」

(端裏)

「(切封墨引)」

名国司之事

申上候、御意

得候、謹言

(年未詳)

十二月廿七日

(足利晴氏)

(花押)

築田河内守殿
(助良丸)



【寸法】

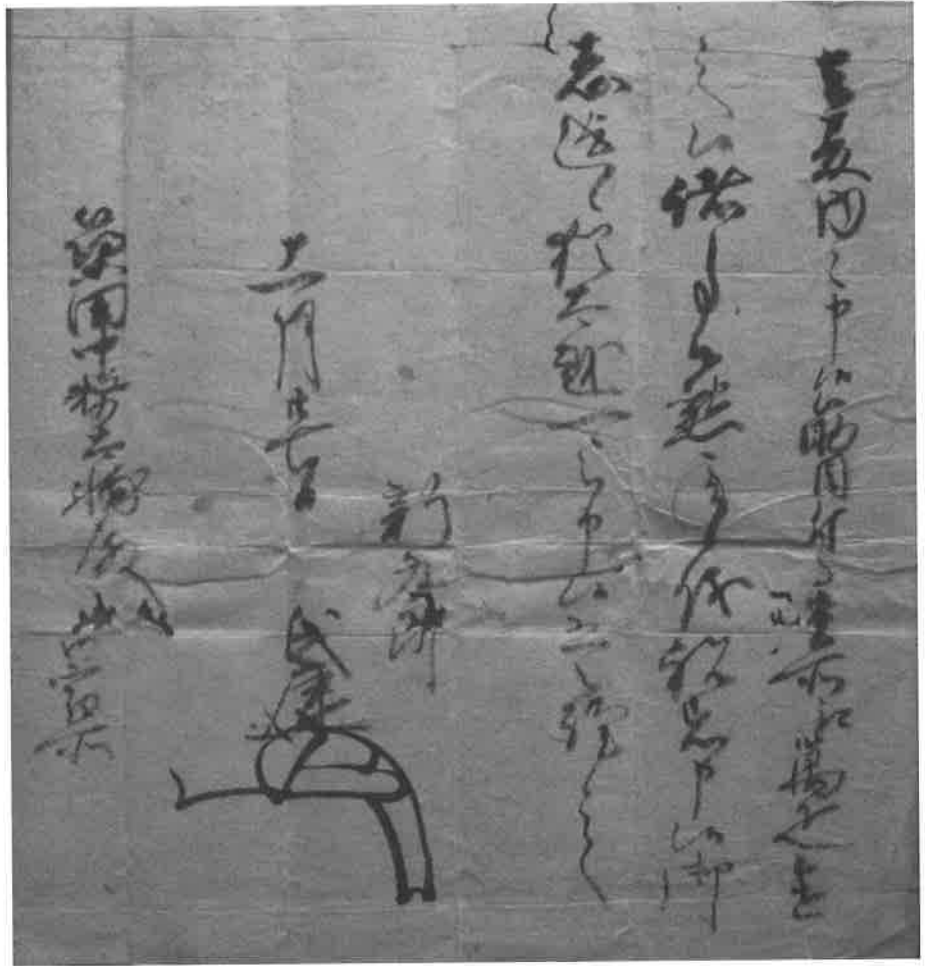
(本紙) 縦五〇・二cm×横二〇・六cm

(花押) 縦四・七cm×横七・二cm

(封紙) 縦四一・〇cm×横一一・四cm

【備考】

楮紙。河内守を名乗るのは基良と助良だが、晴氏の花押が天文十四年(一五四五)を初見とする花押と同型であるため助良か。



18. 「天文十二年」十一月二十七日 北条氏康書状

去夏内々申候、筋目付而、貴所江萬足遣
 之候、諸事御懇承候儀祝着申候、御
 (太田宗真)

志迄候、猶太越可被申候、恐々謹言、

(北条)
 新九郎

(年未詳)
 十一月廿七日 氏康(花押)

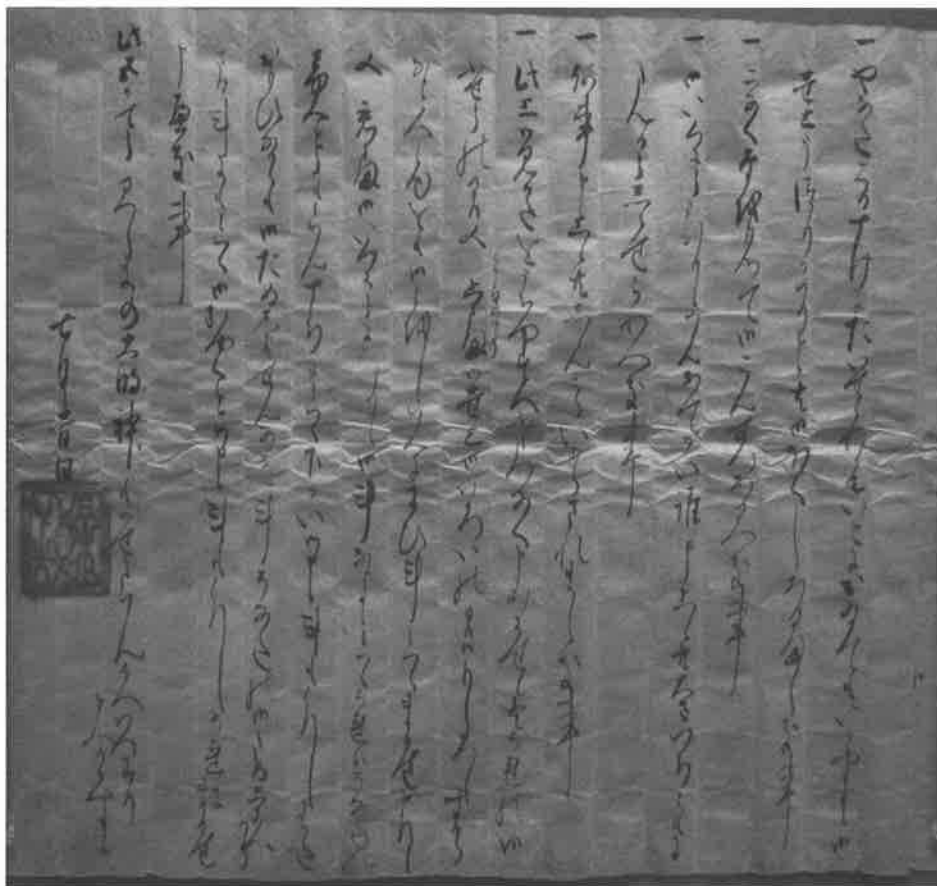
(晴助)
 築田中務太輔殿

御宿所

【寸法】 (本紙) 縦二五・四 cm × 横二二・四 cm

(花押) 縦 五・三 cm × 横 六・一 cm

【備考】 楮紙。上部と下部は切断貼付け。



19. 「天文二十年」七月吉日 芳春院殿契状

一やなたはるすけにたいせられ候て、(以後)いこにおゐても、いかやう(如何様)
(袋田晴助)に御(移)世(変)上(無)う(尚以)つ(無切)りか(意切)はり(先行)申(細事)候共、御なくしあるまじき事
二なくなをもつて御(意切)こん(先行)せつあるへき事
一御(意切)いく(先行)わう候へく候ハんあてかい誰申上候共、大さいちともに、
(談合)たんかう(知)しらせられへき事
一何事申上候共、しん(辰米米)みらいも(北条氏康)らされまじき事、
一此上御みかたをうちやすへふたつなく申あわせ候共、かれの御
(味方)ふせうの間、又(北条氏康)上さま御世(綺)上御(綺)いろいの間ハ、もしろしすち
(兼)など、人しゆをも御(足利晴氏)とをし候ハんに、わひ事候ハ、まかせ申候へく候、
(アキ)又(意向)口若さま御(意向)いくわうにまいり候御事なども候ハ、それハそなたの
(見当)けんとうも候ハんすちに候ハ、下かい御事申候事も候へく候、また
(為)おもひなからも御(所詮)ためしよせんなき事そなたの御ためしかるへから
(無役)さる事にも候ハ、御(無役)むやくと御申候事も候へく候、それ(任)にまかせ
申へき事、

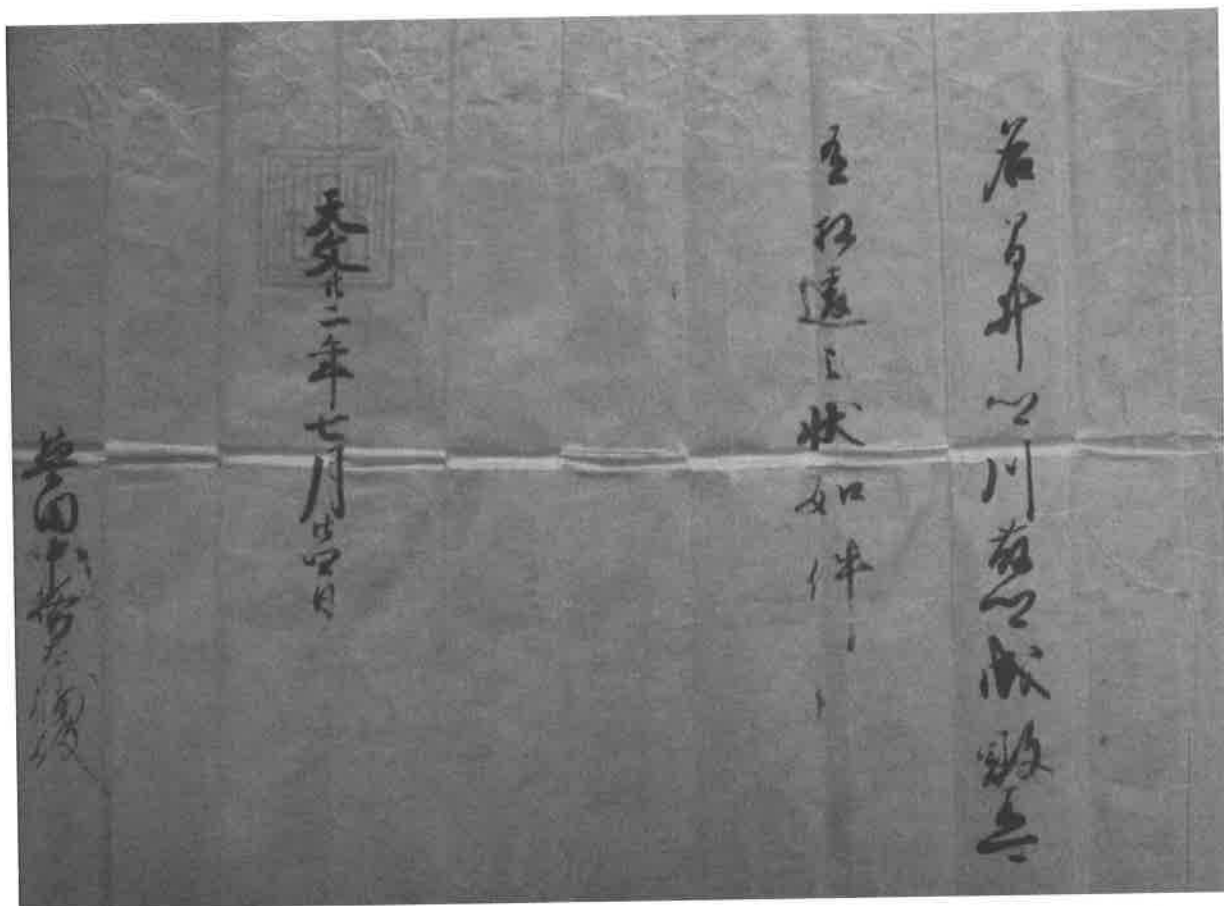
此五かてう、みしまの大明神も御せうらん候へ、(照寛)いつわり(偽)
(条)申へからす候、
(三輪 静岡県三輪市)

七月吉日

〔日本王天下光〕朱印



【寸法】 (本紙) 縦三三・四 cm × 横四六・五 cm
 (朱印) 縦 四・四 cm × 横 四・四 cm
 【備考】 斐紙。



20. 天文二十二年七月二十四日 梅千代王丸朱印状

(栃木県小山市) (埼玉県吉川市)
 名間井郷・川藤郷成敗、不可
 有相違之状如件、

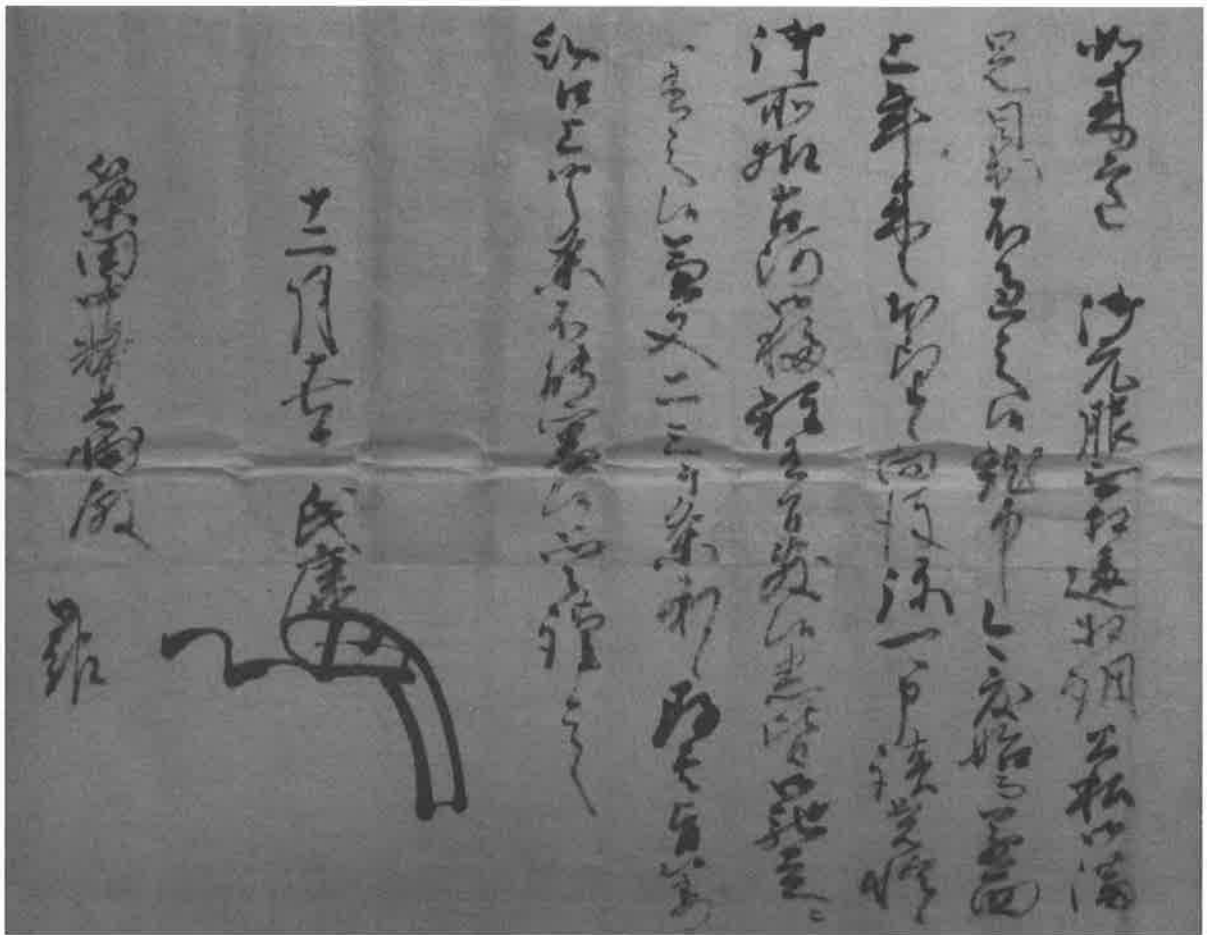
天文

(「大和」朱印)
 廿二年七月廿四日

(晴助)
 築田中務太輔殿



【寸法】 (本紙) 縦三〇、〇 cm × 横四一、三 cm
 (朱印) 縦四、四 cm × 横四、四 cm
 【備考】 斐紙。



21

〔弘治元年〕十二月十七日

北条氏康書状

如來意 御元服無相違相調、公私御満
足、目出不過之候、就中今度始而遂面
上年來之本望候、向後弥可申談覚悟候、

(足利義氏)

御所様古河御移程有間敷候、悉皆御馳走二

(可)

□有之候、兼又二三ヶ条承候、存其旨候、委

細口上候之条、不能審候、恐々謹言、

(弘治元年)

十二月十七日

(北条)

氏康 (花押)

(晴助)
築田中務太輔殿

御報

【寸法】

(本紙) 縦二七・〇 cm × 横三二・四 cm
(花押) 縦 六・〇 cm × 横 七・八 cm

【備考】

楮紙。



22. 弘治二年三月十六日 足利義氏印判状

從其芳領分百姓住
民等、御料所・同諸奉
公衆知行江、或令闕
落相移、或当座
馳入候共、被仰付候而
可被返遣候、如其又
其方領分之事をも
可被申付状如件、

弘治二

年三月十六日

(「大和」朱印)

築田中務太輔殿



【寸法】 (本紙) 縦三〇・七 cm × 横三五・五 cm
 (朱印) 縦四・四 cm × 横四・四 cm

【備考】 楮紙。

むすびにかえて

以上、「築田家文書の世界」二回目として書状類のうちNo. 13
〜22までの一〇点についての紹介を行った。

なお、今回も紙幅の関係で書状の内容に関する詳細な検討は
省略した。この点は前回拙稿で紹介した自治体史や論文等を参
照されたい。なお、次回は永禄期の書状類について、紹介を予
定している。

註

- (1) 拙稿「築田家文書の世界Ⅰ―起請文―」『研究報告』第
一七号(二〇一三年、千葉県立関宿城博物館)
- (2) なお、今回執筆にあたって前回掲出した【表】のうち改
めて年代比定を行った結果、No. 15・16のように比定した年
月日を変更した文書がある。
- (3) 市村高男氏「関東における非北条氏系領主の印章」(有
光友学編『戦国期印章・印判状の研究』岩田書院、二〇〇
六年)

(あらい・ひろぶみ 当館展示協力員)